

いわきエネルギーパーク新設計画に係る環境影響評価準備書
に対する意見について

1 総括的事項

- (1) 環境保全措置の実施に当たっては、最新の環境対策技術、工法等を積極的に採用する等して、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 環境影響評価書作成段階で、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置を講じること。
- (3) 新たな環境保全措置を講じようとする場合には、当該環境保全措置の検討の経緯及びその効果を具体的に環境影響評価書に記載すること。

2 大気環境について

(1) 大気質

ア 排出ガス中の有害物質、特にカドミウム、鉛、水銀及びクロムについては、使用予定の炭種に応じて、定量的に予測、評価すること。なお、定量的な予測、評価が困難な場合は、事後調査を実施すること。

イ 大気汚染物質による環境への負荷をできる限り低減させる必要があるため、環境保全措置については、複数案を比較検討し、より高性能なものを選定すること。

ウ 石炭の炭種を選定にあたっては、重金属等有害物質の排出が可能な限り低減される性状のものを使用するとともに、その選定経過を示すこと。

エ 石炭を大量に取り扱うことから、運搬車両の事故防止対策、発電所構内に設置予定の密閉構造の石炭貯槽、ベルトコンベア等の維持管理を確実に行うこと。

(2) 騒音、振動及び低周波音

施設の稼働時における騒音及び振動について、好間中央公園の利用者、対象事業実施区域周辺の事業者等への影響が懸念されることから、施設の稼働時における騒音、振動及び低周波音を予測、評価すること。

3 水環境について

(1) 排水中の有害物質、特にカドミウム、鉛及び水銀については、定量的に予測、評価すること。なお、定量的に予測、評価することが困難な場合は、事後調査を実施すること。

(2) 石炭の炭種を選定にあたっては、重金属等有害物質の排出が可能な限り低減される性状のものを使用するとともに、その選定経過を示すこと。

(3) 排水処理施設の機種を選定にあたっては、排水処理施設の処理性能・除去効率を根拠として、定量的に予測、評価した上で、より高性能なものを導入するよう努めること。

(4) 工事中に発生する濁水を処理する仮設沈殿池の容量についての設計根拠、監視位置及び監視頻度等の維持管理方法を示すこと。

(5) 温排水が好間川の水温に及ぼす影響については、流量の変化を踏まえて予測、評価

すること。

4 動物、植物及び生態系について

工事中において、対象事業実施区域及びその周辺地域で希少な動植物が新たに確認された場合は、移植等を前提とせずに専門家の指導及び助言を得るなどして、事業の実施による影響が最小限となるよう、必要な環境保全措置を講ずることとともに、事後調査を実施すること。

5 景観、人と自然の触れ合いの活動の場について

高さ59mの煙突が設置されることによる、好間中央公園利用者に対する視覚的影響について懸念されることから、煙突等の施設の配置を複数案に設定した上で、景観の変化について予測、評価すること。

6 廃棄物等について

- (1) 工事中において、対象事業実施区域内ですべての掘削土を有効利用するとしており、一時的に掘削土を対象事業実施区域内で保管することが想定されることから、使用までの期間の保管場所、飛散・流出防止等対策を示すこと。
- (2) 供用中において、湿灰を車両で発電所外へ搬出するにあたっては、運搬時の振動等による飛散や浸出液の漏出のないよう対策を講じること。

7 温室効果ガス等について

火力発電所は二酸化炭素の主要な排出源のひとつである。地球温暖化対策が喫緊の課題となっている現在、二酸化炭素排出量の削減が非常に重要であるが、一般的に火力発電所の規模が小さくなることで熱効率が低下し、発電量当たりの二酸化炭素の排出量は増加する。

二酸化炭素の排出削減は世界全体で取り組むべき最重要課題のひとつであり、日本においても7月に決定された温室効果ガス排出量削減目標(2013年度比で2030年度までに26%削減)の達成が至上命題となっており、国においては、小規模石炭火力発電所の設置について、地球温暖化対策の観点から看過すべきではないとする議論もなされている。このような中、小規模石炭火力発電という枠内で最も効率の良い設備を採用していることをもって、二酸化炭素削減に最良の措置をとっているという主張は、市民感覚として認められないことは明らかである。

したがって、燃料の選択に際し二酸化炭素排出量等に関して最良の選択を行うなど、実行可能な最大限の対策を講じることが事業実施に当たっての前提であること、その確実かつ継続した実行並びに今後電力業界全体において温室効果ガスの削減等に関して検討される取組等への参加及び協力が、小規模石炭火力発電を業としようとする者の社会的責務であり、かつ、温暖化対策に要する社会全体のコストの削減、さらには電力業界全体ひいては当該事業に係るコストの削減にもなることを十分認識して取り組むことが必要である。

これらを踏まえ、以下について検討のうえ、適切かつ確実に実行すること。

- (1) 二酸化炭素の排出低減のため、木質ペレット等のバイオマス燃料の混焼を確実に実施するとともに、混焼割合を高めるよう努めること。
- (2) 石炭の炭種の選定にあたっては、二酸化炭素の排出が可能な限り低減される性状のものを使用するとともに、その選定経過を示すこと。
- (3) 当該施設は、長期間にわたって使用される火力発電所であることから、適切な運用管理、設備更新等を行うことにより発電効率を維持し、二酸化炭素排出係数を上昇させないよう努めること。
- (4) 国の二酸化炭素回収・貯留等に関する検討結果や二酸化炭素分離・回収設備の実用化をはじめとした二酸化炭素排出削減対策の技術開発状況を踏まえ、二酸化炭素排出削減対策に継続的に取り組むこと。

8 その他

環境影響評価書の記載に当たっては、上記の内容を踏まえるとともに、追加の環境保全措置を検討する場合には、必要に応じ関係機関と協議すること。